

## 住宅の確保にお困りの方の入居 をお手伝い

### 協同組合山梨県FPセンター

**協**同組合山梨県FPセンター（井上和仁理事長  
組合員6社）は、3月22日（金）に山梨県から住宅確保要配慮者居住支援法人の認定を受け、住宅所有者からの窓口相談を担うこととなった。

空き家は全国に約820万戸あり増加を続けているが、賃貸住宅への入居を断られることが多い高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を進める「セーフティネット住宅」（国が平成29年10月から始めた空き家登録制度）の登録は低迷している。その背景には、登録手続きの煩雑さに加え、住宅確保要配慮者の家賃滞納や孤独死などのリスクへの懸念がある。

セーフティネット住宅は耐震性や広さなどの条件を満たした賃貸住宅の空き物件を都道府県に登録、

登録住宅には改修や入居者への経済的な支援もある。国交省は2020年度末までにセーフティネット住宅の民間登録を175,000戸にすることを目標に掲げているが、山梨県では2月末現在で400戸の登録に留まっている。

組合は、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者を対象に、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、家賃債務の保証、見守りサービス等の居住・生活支援を行う。また、空き家等の賃貸物件を所有している家主との入居マッチングや空き家の利用方法の相談や提案も併せて行う。

本事業を担当している山田一郎理事によると「近年、高齢化や所得格差が進む中、高齢者や低所得者の住宅入居が断られるケースが年々増加している。セーフティネット住宅の支援体制の定着に向けて、組合員であるファイナンシャルプランナーとしての経験と知識を活かし登録の拡大をお手伝いすることで、地域の空き家減少にもつながり、好循環が生まれるはずである。」と抱負を語った。

【お問い合わせ先】協同組合山梨県FPセンター  
TEL：055-221-8868

#### 山梨県からの認可通知書

山梨県甲府市宝1-21-20  
協同組合山梨県FPセンター  
代表理事 井上 和仁 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



支援業務事業計画等認可通知書

平成31年3月18日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第45条第

建住第5998号  
平成31年3月22日